

市町村社会福祉協議会

地域福祉活動

実践

事例集

VOL. 2

はじめに

地域における福祉コミュニティは今、多様な課題に直面しています。

少子高齢化や過疎化、働く場を求める現役世代の町外流出。あるいは、新興住宅地等における住民の頻繁な出入りや、個人生活を重視し地域と距離を置く人の増加。

そのいずれにおいても、自治会機能の低下やふれあいの機会の減少を招き、地域という単位での福祉活動・福祉意識に大きな影響を及ぼしています。中でも特に、誰にも相談できないまま生活に深刻な問題を抱えてしまう人や、行政などの支援制度の対象とならない、いわゆる「制度のはざま」で苦しむ人たちの存在が大きな注目を集めるようになりました。

県内19の各市町村社会福祉協議会においては、こうした課題意識のもと、「制度のはざま」で苦しみ、SOSの声をあげられないまま地域で暮らしている人たちのニーズにいち早く気づき、課題解決やその支援を図るため、新たな制度への取り組みや住民・関係者との協働による独自の取り組みを進めています。鳥取県社会福祉協議会においても、昨年度の本冊子でも紹介した「鳥取流安心生活総合支援ネットワーク形成事業」をはじめとする様々な施策を図り、市町村社会福祉協議会と協働して地域の福祉コミュニティ形成、支援者のネットワークづくりなどに取り組んでいます。

社会福祉協議会が使命として推進するこれらの地域福祉活動は、社会福祉協議会だけでその役割を果たしていくことはできません。住民、関係機関、行政など多くの人々が参画し、どのような福祉のまちづくりを進めていくか、それぞれの意思と行動のもとで作上げていくことが必要と考えています。

このたび、本冊子の第2弾を作成しました。地域（住民）と直接的に関わり合う市町村社会福祉協議会の活動を中心に、日ごろの具体的な活動内容とそこに込められた意義や想いを知っていただきたいと考えています。そして同時に、今日の社会に存在する福祉課題の存在について、問題意識を共有いただく機会になればと考えています。

地域での課題が複雑化・困難化していく中で、すべての方が安心して暮らせる福祉のまちづくりに向け、社会福祉協議会は今後とも関係機関・住民の皆様と連携した活動に取り組んでいきたいと考えています。

皆様方の御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

平成28年3月

社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会

会長 青木 茂

目

次

第 1 章

住民主体の地域福祉活動を支援する ～地域全体の課題解決に向けた取り組み～

- 4 活動事例1 食事サービス事業
- 6 活動事例2 ふれあい・いきいきサロン/ミニデイ活動の支援
- 8 活動事例3 ボランティアセンター・その他のボランティア活動支援

第 2 章

一人ひとりの困りごとの解決を図る ～専門的な対人援助～

- 12 活動事例4 生活福祉資金貸付
- 14 活動事例5 権利擁護事業(日常生活自立支援事業)
- 16 活動事例6 権利擁護事業(法人後見事業・市民後見人養成)
- 18 活動事例7 生活困窮者自立支援事業及びその関連事業

第 3 章

支え合いの街づくりに向けた手法事例 ～地域と社協 更なる連携を目指して～

- 22 手法1 自らの地域の福祉を考える場づくり
- 24 手法2 相談から支援への仕組みづくり
- 26 手法3 福祉教育・福祉学習の充実
- 28 地域住民・市町村社協・県社協協働の仕組みづくり **あったかハート♥おたがいさま事業**
- 30 社会福祉協議会の今とこれから **地域の未来を、地域とともに作っていく**

本紙に記載する市町村社協事業の実施状況（取り組み社協数等）は、鳥取県社会福祉協議会で収集した情報をもとにしています。事業の実施状況は随時変化していますので、参考として御覧ください。

本紙記事においては、社会福祉協議会を「社協」と表現しています。

第 **1** 章

地域全体の課題解決に向けた取り組み

住民主体の地域福祉活動を支援する

市町村社協



組織化支援 「傾聴やず うなづき」

八頭町社会福祉協議会

実践事例

傾聴ボランティアとは、人の話をありのまま受け止めて聴く「お話し相手ボランティア」。

平成27年9月、八頭町に誕生した「傾聴やず うなづき」というボランティアグループは、養成講座に参加した住民が中心となって立ち上がったグループです。

ともに研修に参加した八頭町社協の職員は、日ごろから地域に携わる中、地域で孤立している人の存在を目にし、傾聴ボランティア活動の必要性を感じていました。そんな中、傾聴ボランティア養成講座に参加した住民同士で充実感を覚え、仲間意識を高め合っているのを見て、その気運を後押しする形で社協デイサービス事業所での「体験傾聴」を提案。以降も振り返り会を開くことなどを通じて不安や疑問の解消を図り、最終的に「傾聴やず うなづき」の立ち上げという形で実を結びました。

以降、月1回の定例会にも社協職員が参加し、活動上の悩み等を解消する手助けをしつつ、継続的活動に向けた支援を行っています。

地域に必要とされているボランティア活動の基盤づくりに、活動者と社協が協力して取り組んだ事例です。

市町村社協



あいのわ銀行

南部町社会福祉協議会

実践事例

本来無償性のボランティア活動ですが、対価を払うことで逆に他人に頼みやすくなるという心理的効果もあり、近年多くの市町村社協で有償のボランティアサービスの立ち上げが進んでいます。

「あいのわ銀行」はその中でも最も長い歴史を持つ有償ボランティア制度で、開設から約20年、今や約600人のボランティアで支えられる「メガバンク」に成長しました。

活動時間に応じてやり取りされるポイントは、将来自分がボランティア活動を受けるときに利用できるほか、地域商品券による精算にも対応。平成27年度から対応した現金精算による活動等も含め、年間約1,500件に上る活動が行われています。

3 活動事例

ボランティアセンター
・その他のボランティア活動支援

ボランティアセンターは、ボランティアな意思を持つ住民と共に「福祉のまちづくり」を進めるための要のセクションです。
また、地域の新しいニーズをキャッチして先駆的に取り組む、いわば社協活動のフロントとしての役割が期待されています。

ボランティアセンター
実施社協

19 / 19
社協 / 市町村社協中

ボランティアは、ともすれば“お手伝い”“助け合い”といった狭いイメージでとらえがちですが、本来は自分たちが望む地域や社会を自分たちで創り出すという「自治」の精神にもとづくものです。社協ボランティアセンターは、社協の使命である地域福祉の推進に向けた活動を意識しています



住民自身による地域課題解決の後押し
社協が担うボランティアセンター

ボランティアセンターの主な役割は大きく分けて、「ボランティア活動したい」という活動希望者への支援と、「ボランティアの応援を求めたい」という受入れ組織等への支援があります。鳥取県内のすべての社協に設置されており、ボランティアコーディネーター養成研修を受講したボランティアコーディネーターなどの職員が配置されています。特に社協のボランティアセンターでは、活動者との活動を必要とする組織・人それぞれに寄り添ったコーディネートとあわせて、「地域福祉の推進」という社協の使命を意識した活動を展開しています。新たな地域ニーズや生活課題をいち早くキャッチし、地域の関係者をつなぎ、活動の輪を広げていく視点

が大切となります。また、ボランティア活動は特別な活動ではなく、誰もが社会参加ができるということを実現できる活動です。ボランティアセンターは、そのための場づくり、プログラムづくりやコーディネート（活動の調整）を行うことをその役目としています。社協ならではの福祉的な視点で、誰もがボランティア活動できる地域社会、誰もがあたたかく包まれた「ともに生きる」社会を創造していくことが、社協ボランティアセンターの役割といえます。

JVCA(※1)による
ボランティアコーディネートの定義

「一人ひとりが社会を構成する重要な一員であることを自覚し、主体的・自発的に社会の様々な課題やテーマに取り組む」というボランティア活動を理解してその意義を認め、その活動のプロセスで多様な人や組織が相互に対等な関係でつながり、新たな力を生み出せるように調整することにより、一人ひとりが市民社会づくりに参加することを可能にする働きである。

個別支援

一人ずつ がよくなる効果

具体的な困りごとや支援課題の解決、(ボランティア)社会参加の実現など

地域支援

地域全体 がよくなる効果

ボランティア活動促進、地域交流の活発化、支え合い気運の醸成など

※1 特定非営利活動法人日本ボランティアコーディネーター協会(2001年設立)。ボランティアコーディネーターのネットワークを築き、その専門性の向上と社会的認知をすすめる、専門職としての確立を図ることを目的とする(同団体ウェブサイトより)。

災害ボランティアセンターの運営

近年のわが国では、ボランティアというと災害救援をイメージする人も少なくないでしょう。

ひとたび大規模災害が発生すると、多くのボランティアが現地へ詰めかけて被災地の復興を力強く支援する——その受付窓口として特設される「災害ボランティアセンター」という単語も、未曾有の災害が頻発する昨今、ニュースや新聞で目にするのが多くなりました。

普段からボランティアコーディネーターを手掛けていることや、被災地域の状況に精通していることなどから、多くの場合災害ボランティアセンターは被災地の社協に開設されます。ここでは被災住民の大規模に膨れ上がるニーズと、全国から一斉に訪れるボランティアをそれぞれ受付し、マッチングしていく役割を担います。ボランティアの活動支援はもちろん、緊急性の高い案件に人員を調整したり、一カ所へのボランティアの集中を避けたり、逆にボランティアが来ないという状況を防いだりといった調整も図っています。

災害ボランティアセンターではほかにも資機材の調達、救援物資の受付・管理・活用、実際に住まいを訪ね回つての状況聞き取りなど多くの機能を集中的に果たしていきます。その担い手が社協であるからには、災害ボランティアセンターを通じて復旧支援に携わった後も、一人ひとりの生活や地域コミュニティの目線に立ち、その復興に携わっていくことが求められるといえます。

市町村社協

災害ボランティアセンター設置運営模擬訓練

琴浦町・智頭町・境港市社会福祉協議会

実践事例

災害は突然訪れるもの。

市町村社協では、災害発生時に備えて災害ボランティアセンターの立ち上げやボランティアの受付に係る手順書（マニュアル）の作成を進めています。しかし、多様な支援ニーズの受付と整理、ボランティアの受け入れや活動調整など、多くの役割が相互に連携してきちんと機能していくための仕組みをあらかじめ整備するのは、決して簡単ではありません。

鳥取県内の社協では、実際の災害時を想定し、災害ボランティアセンターの立ち上げからボランティアの受付、マッチングや活動依頼の受付など、一連の流れをシミュレーションする「災害ボランティアセンター設置運営模擬訓練」を進めています。特に平成25年度から、鳥取県社協と各市町村社協の共催で開催した3地域（琴浦町・智頭町・境港市）の訓練では、平成12年の鳥取県西部地震をきっかけに生まれたボランティア団体「日野ボランティアネットワーク」や、民生委員・赤十字奉仕団など地域の住民も参画し、大規模かつ本格的な訓練を通じて、災害発生時の対応を確認しました。

上記の手順書（マニュアル）を定める上でも、あるいは既存のものを確認する意味でも、意義の大きな取り組みです。



▲琴浦町社協での
災害ボランティア訓練
(平成25年11月15日)

第 2 章

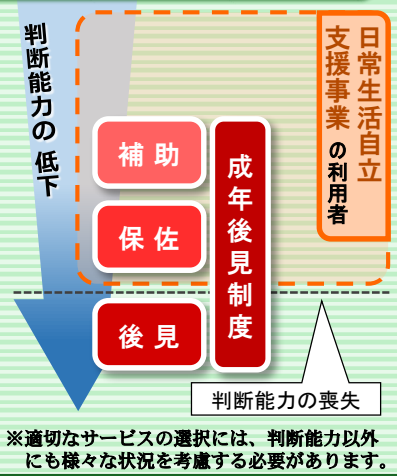
専門的な対人援助

一人ひとりの困りごととの解決を図る

用が開始されます。
その契約内容に沿って本人の生活のお手伝いをするのが、各市町村に在住する生活支援員。本人の意思を確認しながら、銀行での払戻しなど日常的な金銭管理や役場に赴いての様々な手続きを利用者の日常生活に寄り添いながら支援していきます。本事業において欠かすことのできない、重要な存在です。

この事業の利用は、あくまでも利用者本人との契約を要することがポイントです。利用申込者の契約能力は、市町村社協に設置される審査会でチェックし（※1）、また契約の締結後も社協の専門員が本人と定期的に面接し状態の確認を行います。しかし、その過程で本人の判断能力に更なる低下がみられた場合、本事業の利用を続けられなくなることも考えられるのです。
このような場合、民法に定める成年後見制度の利用で継続的に権利擁護を図ることが可能です。こうした中で、親族等で成年後見人を担えないケースなどの存在もあることから、法人として後見を受任する「法人後見事業」（次頁）を開始する社協が全国で増えていきます。

判断能力の低下に応じた権利擁護サービス（イメージ）



※適切なサービスの選択には、判断能力以外にも様々な状況を考慮する必要があります。

日常生活自立支援事業 実施サービス概要

福祉サービスの利用援助

福祉サービスを安心して利用いただくお手伝い

- ◆福祉サービス利用に関する情報提供・助言
- ◆福祉サービスの利用申し込み手続き
- ◆福祉サービスの利用料金の支払い手続き
- ◆福祉サービスにおける苦情解決援助 など

日常的な金銭管理サービス

日常生活に必要な払い戻しや支払いのお手伝い

- ◆年金・福祉手当の受領手続き
- ◆病院への医療費の支払い手続き
- ◆税金・水光熱費など公共料金の支払い手続き
- ◆日用品の購入代金の支払い手続き など

書類などの預かりサービス

通帳やはんこ、証書などを安全に保管

- ◆預貯金の通帳
- ◆証書類(年金証書・保険証書・不動産権利証書) など
- ◆実印・銀行印

日常生活に不安を抱える方

- 福祉サービス利用方法が分からない
- 書類の整理が不安
- お金や通帳の置き場所を忘れてしまう

契約にもとづく支援(サービス)の提供

地域で自立して安心した生活が送れるよう支援

「措置から契約へ」の時代に生まれた支援
判断能力が低下している人の自己決定を支援、権利を守る

平成9年に行われた社会福祉制度の見直しで、介護保険制度に象徴されるような、福祉サービスを自ら契約し利用する時代が訪れました。行政による措置に代わって利用者本位のサービス選択が尊重される時代となったこの改革の裏で、判断能力が十分でない人たちの自己決定をどうサポートしていくかが大きな支援課題として浮上します。
折しも、こうした人々を狙った悪徳商法や詐欺が横行。近隣住民や民生委員にとっても他人の金銭管理に介入することは難しく、被害対策に苦慮していた実態もありました。
こうした状況の中、介護保険スタートの前年である平成11年に、日常生活自立支援事業は開始されました。判断能力の低下した人の福祉サービス利用などを援助する具体的な支援内容が盛り込まれた本事業は、以後その権利を守る上でなくてはならない存在になっていきます。
制度化から15年余りが過ぎた今、認知症高齢者の増加や精神障がいがある方の地域生活への移行が進む中で、本事業を含む権利擁護関連事業へのニーズはますます高まりを見せています。

活動

5

**権利擁護事業
(日常生活自立支援事業)**

高齢者や知的障がい者・精神障がい者など、判断能力の不十分な人々を対象とした権利擁護事業です。すべての市町村社協で利用を受け付けています。福祉サービスの利用を援助したり、医療費や税金、公共料金の支払い手続きを手伝ったり、通帳・銀行印を預かるなどのサービスを提供します。

※平成29年度には全ての市町村社協で開始の予定

利用契約の受付	実施社協
12	19
社協	市町村社協中

**サービスを支える
「生活支援員」の存在**

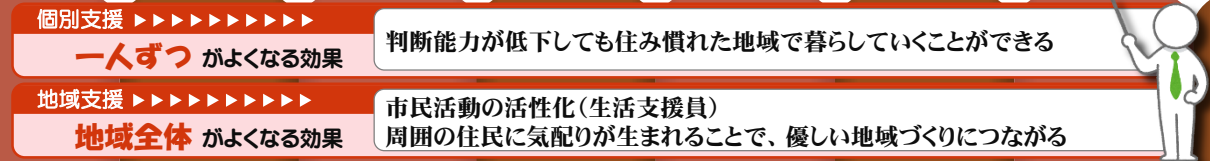
本事業には、社協の専門員とともに、利用者により身近な存在である生活支援員が大きく関わります。

**本人の判断能力に沿った権利擁護
法人後見事業との連動による、切れ目のない支援の体制**

この事業の利用は、あくまでも利用者本人との契約を要することがポイントです。利用申込者の契約能力は、市町村社協に設置される審査会でチェックし（※1）、また契約の締結後も社協の専門員が本人と定期的に面接し状態の確認を行います。しかし、その過程で本人の判断能力に更なる低下がみられた場合、本事業の利用を続けられなくなることも考えられるのです。

注記 ※1 疑義が生じた場合は県社協が設置する審査会において、医師や弁護士、精神保健福祉士などが参画し、本人の判断能力や支援内容に問題がないか確認して契約の可否を決定します。

社協の役割 【市町村社協】 利用者の状況確認、支援内容の決定、契約書の作成、利用者の継続的な状況確認 など
【県社協】 運営状況の確認、助言指導、契約内容の審査、関連研修の開催、関係機関連絡会等の調整 など



生活困窮者自立支援法 関連諸事業の概要

福祉事務所を設置する自治体(※1)において、これらの事業のうち、自立相談支援事業と住居確保給付金事業は必須で取り組むこととされています。その他は任意事業と規定され、実施状況は各市町村で異なります。

自立相談支援事業

必須事業の一つにして、一連の中核となる事業です。相談にもとづいて生活上の課題を分析し、支援にかかわる関係機関と調整しながら、自立に向けた個別の支援計画を作成します。

住居確保給付金事業

離職で住居を失った、又は失うおそれがある人に、一定期間家賃相当額を支給する事業です。本人の生活基盤となり、就職活動にも欠かせない『住所』を確保することは困窮者支援において大きな意味があります。

就労準備支援事業

生活習慣の形成やコミュニケーション能力の向上など、仕事(一般就労)に就くための基礎的な能力の習得を支援する事業です。長期間の離職者や引きこもり者などが想定されています。

就労訓練事業

就労支援担当者が個別に指導を行いながら、事業所や実際の職場で訓練を行い、段階的に一般就労を目指していく事業です。その性質から「中間的就労」とも呼ばれます。

一時生活支援事業(※2)

住居が不安定な人を対象に、一時的な宿泊の場所を提供する事業です。ホームレスや、いわゆる「ネットカフェ難民」も対象となります。利用者とは継続的なかわりを持ち、自立までの道を支援していきます。

家計相談支援事業

収支を整理して月々使えるお金を計算したり、税金等の利用可能な減免手続きをとったりして家計の管理・改善を支援する事業です。最終的には、本人自身での家計管理を支援します。

子どもの学習支援事業

生活困窮家庭の子どもの学習を支援する事業です。学び(直し)・交流の機会提供、生活習慣の獲得、保護者からの養育相談など、取り組みは多彩です。「貧困の連鎖」防止のためにも意義深い事業です。

貧困につながる要因を広くとらえる

支援対象となる「生活困窮者」の考え方

長引く不況や少子高齢化の中、生活保護受給世帯数は近年増加を続けています。取り巻く社会問題は多様化し、それとともに、困窮の原因やその状況も複雑化しています。雇用保険などの給付制度や職業訓練では必ずしも就労に結びつかない失業者や、家族や健康状態に複合的な問題を抱えた世帯、社会から孤立して問題を抱え込む世帯……支援を要する状態にありながらも公的制度の対象にならない、いわゆる『制度のはざま』にあり人たちの存在がクローズアップされるようになりまし。

そこで生まれたのが、生活保護に至る前の『第2のセーフティネット』と位置づけられる生活困窮者自立支援法です。多様な社会間

題に柔軟に対応できるよう、経済困窮に陥る要因を幅広く支援対象に含めるのが特徴です。その定義を、同法では『現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者』としていますが、単純化・一般化できない困窮の要因に対応するべく、相談にもとづく支援計画がサポートの基軸に位置づけられているのです。支援の対象を限定せず、相談者の様々な訴えを幅広く受け止めていくことが求められています。

地域づくりから生活困窮者を支える

社協が取り組む上での意義と視点

事業実施にあたり、社協は本事業の主要な担い手の一つとなっています。鳥取県内でも、現在19市町村のうち13の市町村社協で、何ら

かの関連事業を実施しています。生活困窮者の実情に目を向けると、経済的困窮と社会的孤立の問題が複雑に絡み合っていることが多く、解決が難しいのが現状です。困窮に陥った背景や要因を捉え、様々な関係機関と連携を取りながら、個々の実情に応じたオーダーメイドの支援が求められています。

そこで住みつづけたいと願うあらゆる人を排除しない包括的なまちづくりは、生活困窮者の問題に限らない社協の使命。周囲との関係づくりも含めて対象者の支援を図っていくことが、本事業に取り組む上での社協の重要な役割と言えます。

本制度が目指すのは、生活困窮者の自立・尊厳の確保とあわせ、その支援を通じた地域づくりです。社会で活躍する場の拡大、繋がりが合う場づくりは社協の使命たる領域であり、本事業に取り組む上での重要な視点であると言えます。

個別支援

一人ずつ がよくなる効果

一人ひとりの状況に応じて、柔軟な支援を提供できる

地域支援

地域全体 がよくなる効果

一人の支援を通じて、地域で思いやりの意識を共有することができる。困りごとを見逃さない地域づくりにつながっていく。

活動事例 7

生活困窮者自立支援事業 及びその関連事業

平成27年4月に施行された「生活困窮者自立支援法」にもとづいて、福祉事務所設置自治体が実施する複数の事業の総称です。法の目指す、困窮者を包摂する社会基盤づくりと当事者個別の課題解決を、社協の相談窓口機能を起点として双方向的に実践できることがポイントです。

注記

※1 県内では17市町村が福祉事務所を設置。三朝町と大山町には、県が福祉事務所を設置している。 ※2 県内では実施している市町村はない。

社協の役割

市町村又は県からの受託にもとづく事業の実施、地域ニーズ発見や仕組みづくりへの協力

参考

「生活困窮者自立支援法 自立相談支援事業従事者養成研修テキスト」(中央法規 2014年)

食糧支援事業 (自主事業としての取り組み)

経済的困窮に陥った人の多くが直面し、支援を受け入れるきっかけになりやすいのが食事の問題です。実際に、困窮状態への不安を抱えていながら、今日明日の食べ物に困った段階でようやく相談に訪れる、という人は少なくありません。

中には、年金・給料などが入るまでの、数日分の食糧を必要としている場合もあります。こうしたケースに対し、緊急的に食糧を提供する事業は特に大きな支援効果があります。

県内の市町村社協でも、こうした意義をふまえて食糧支援事業への取り組みが進んでいます。そこで提供される食糧品は多くの場合、圏域内の住民や企業・商店などからの寄付で賄われており、支え合いの一つの形と行うことができます。

物的支援としての効果とあわせ、その状態に至った原因を洗い出し、解決を図っていくためにも重要な役割を果たしている事業です。

市町村社協



実践事例

生活困窮者等を対象とした食糧支援事業

実施中:5市町村社会福祉協議会
準備中:3市町村社会福祉協議会

生活の困りごと相談を受けつける社協だからこそ、緊急的な対応を可能にする食糧支援事業への取り組みには大きな意義があります。

平成27年度末現在、県内の市町村社協で実施されている食糧支援事業は下記のとおりです。

- ・倉吉市社協 倉吉くらしの応援団事業 (※25頁参照)
- ・境港市社協 フードエイド事業
- ・大山町社協 フードパートナー事業
- ・伯耆町社協 フードパートナー事業、困窮時食糧支援事業
- ・江府町社協 フードサポート事業

(その他3市町村社会福祉協議会でも同様の取り組みを準備中)

いずれの事例も、個人の寄付や企業の地域貢献として提供される食糧品を活用しています。

利用者に給付されるまでの仕組みには、社協で食糧品の寄付を募ってストックし、利用申込みに応じて支給する方法や、あらかじめ協力者を登録しておき利用申込みを受けて食糧品の提供をお願いする方法などがあります。

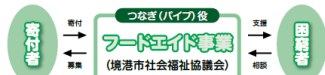
また、別途財源を用意し、現物給付の形で実施する方法もあります。

いずれも支援の性質上、申請から給付までの迅速な対応が図られています。

フードエイド事業

目的 広く市民より寄付を募り、生活困窮者に対して食糧・食品の提供及び生活支援に関する事業を行い、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とします。

事業の流れ
① 関わりたい事業者などを市内の生活困窮者へ寄付したいと関わりたい市民のみなさん(企業の方々は境港市社会福祉協議会へご連絡ください。
(※内容によっては受け付けられない場合もあります)
② 生活に困って境港市社会福祉協議会へ相談に来られた方から生活状況を聞き取り、みなさんからいただいた食糧品の寄付状況に応じてお渡しします。



みなさんの善意で、困っている人が助かります。

取扱品: 未開封の乾物、レトルト食品、缶詰、飲料、パスタ、お菓子など、お米(玄米)、もやし等

届出の条件
① 冷蔵・冷凍は取扱わない。
② 賞味期限が1ヵ月以上あり、未開封の食品。
③ その他品質保証の主体がある商品。

▲境港市社協
「フードエイド事業」
広報誌での呼びかけ
(平成26年5月号)

第 **3** 章

地域と社協 更なる連携を目指して

支え合いの街づくりに向けた手法例

自分の小地域について考えてみるために

普段の生活ではなかなか意識することのない「地域福祉活動」。支え合いの大切さが叫ばれるものの、その第一歩を自分たちはどう踏み出していくのか、そもそも地域福祉活動とはどんなことをするのか……

地域福祉を考え始めた住民の前には、様々な疑問が立ち上がりはだかります。

「地域福祉活動」の範囲について、社協では特に小学校区よりももっと小さな、集落や自治会区などの小地域という単位を重視します。生活に密着した最も身近なエリアだからこそ、親密な近所さんが多く、ちょっとした不便も敏感に察しやすいため、自分たちに必要な地域福祉活動をイメージしやすいのです。

そこで社協では、そのきっかけを作ってもらうため、自分が暮らす小地域を改めて見つめ直してもらうための、様々な方法やきっかけを住民に提案しています。

住民みんなの合意が出発点

地域福祉活動企画における「協議の場」の大切さ

普段の見守り活動からサロンやミニデイ活動、生活支援ボランティアなど、一般に地域福祉活動と呼ばれる事例は多数存在します。

しかし社協は、それらの正解を示すことはできません。どの活動に取り組むかを決めるということは、どんな形で地域の福祉課題をクリアしていくのかを決めるということです。行き着く先は地域の未来図であり、その決断は社協のものでなく、住民自身のものでなければなりません。

協議の場の最も重要な意義は、「共有」にあります。地域の未来を話し合うため、活動を立ち上げるため、地域の実情を調べるため――

どのようなテーマでも、情報や意見を遠慮なく交わし合うことで、課題意識がそこに集う全員のものになります。話し合いを煮詰めていくことで、共有から「共感」が生まれ、最後に「合意」が生まれます。この共感にもとづいて生まれる合意こそが、その地域で円滑に福祉活動が育まれていくために欠かせない出発点になっていくのです。

市町村社協



わが町支え愛マップを通じた地域支援

鳥取県内の各市町村社会福祉協議会（一部除く）

「支え愛マップ」は鳥取県内の市町村社協で推進している住民福祉マップの一種で、災害時の避難に援助を必要とする人を集落の地図上に表し、その居住地からの避難経路や支援者を書き込んで作成するものです。

地域の実情を一覧化できるマップ自体の効果もさることながら、この活動の最大の意義は、それを作成する過程にあります。住民が集まって情報を出し合うことで、地域の実情を住民全員で共有することができ、同時に、抽出された支援課題をみんなで受け止めるきっかけにもなるのです。



市町村社協



小地域福祉活動推進組織「保健福祉会」

湯梨浜町社会福祉協議会



保健福祉会は、湯梨浜町社協が進める小地域福祉活動の組織化の取り組みです。平成16年度にスタートして以降じわじわと取り組みが広がり、今では75の自治会区のうち72区と、ほぼ全町での実施まで拡大しました。

構成メンバーは、区長や自治会役員、民生委員、福祉推進員・保健推進員、高齢者クラブなど。年2回以上の役員会と一人暮らし等高齢者世帯の見守り・安否確認を必須取り組み事項とした上で、サロンや健康づくり活動などのメニュー事業を実施することとなっています。

定期的に話し合いの場が持たれることにより、各自が気づいたことを関係者全員で共有するきっかけになります。また、その場に社協職員が出向くことも多く、具体的に困りごとを抱えた人の情報があれば、社協が実施する各種の支援事業の活用に結びつけることも可能です。

「このように相談すればいいかわからない」
生活に困りごとを抱えながら、「こう漏らす人は少なくありません。自分の状況を自覚しながらも、適切な相談窓口を知らなかったり、どんなことが相談できるのかわからなかったり、そもそも支援してもらえないという実感がなかったり……」

言葉の裏に、人それぞれのさまざまな理由があります。

社会からの「支援」は、行政が用意する制度だけに限りません。企業や施設による社会貢献、ボランティア、NPO法人……

公的制度の対象でなくても（対象でないからこそ）、生活の困りごとを支える多くの資源——インフォーマル・サポートと総称される柔軟な支援が社会に生まれ、多くの人を支えています。

どんなサービスを利用できるか、利用すべきかわからなくても、まずは相談を受けつけることで、そこから支援を組み立てていくことができます。多彩な支援リソースを活用し、あらゆる相談内容にネットワークで対応していけることが社協の強みといえます。

市町村社協



市のみんで応援！
倉吉くらしの応援団事業

倉吉市社会福祉協議会

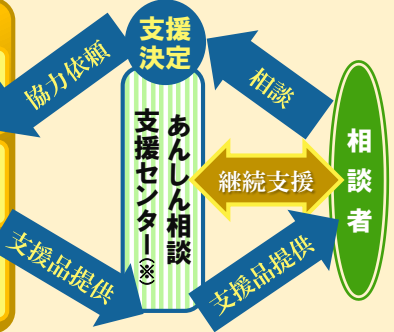
生活困窮状態にある人を、倉吉市に暮らす個人・企業・団体などがそれぞれの強みや思いを活かす形で協力し、みんなで支えていこうという事業です。

具体的には、自立に向かうまでの過程を、実際のケースにもとづきながらイメージ。その上で、既存の制度の対象とならない内容を中心に取り組んでいくこととしています。経済的自立を果たすための就職活動に向かえないという悩みの解消や、まず社会性の獲得を目指す居場所づくりなど、支援実態に即したサービス創出となっています。

倉吉市社協の事業でありながら、倉吉市社協だけではできない事業。誰かの困りごとをみんなで支えていくという、倉吉市社協のイメージがうかがえる事業です。

倉吉くらしの応援団

- 1 **食糧等の提供** 一時的に食べ物等を確保できない方に、協力者から寄付された食品や日用品を提供
- 2 **就職活動の支援** プリペイド携帯電話やスーツなど、就職活動に必要な物品を貸与または支給
- 3 **居場所づくり** 市民ボランティアも参画し、ひきこもり（がち）の人が社会とつながる場を作る



※倉吉市社協が設置している生活の困りごとの総合相談窓口。

出口

社会全体で支えるコーディネート

地域で困っている人を支援するのは、家族や地域住民だけの役割ではありません。社会には多くの支援機能があり、これらを組み合わせることで、切れ目なく、特定の誰かが負担することのないサポート体制を築くことができます。



社会に対してどのような協力ができるかは、人（団体）によってさまざまです。社会に存在する課題を認識し、不足している支援サービスの創出に努めるのも社協の相談事業の一部。

自らのサービス活動とともに、多くの人（団体）の社会参加を募り、困っている人を社会全体で支えていけるような仕組みが、社協の目指す地域福祉のあり方なのです。

入口

窓口相談だけでない「アウトリーチ」

自ら地域などに出向き、支援の必要性があると考えられる人を見つけ出して接触を図り、支援利用を積極的に働きかけていく手法を「アウトリーチ」と呼びます。相談員が窓口に着席しているだけでは、必ずしも支援を必要とするすべての人を救うことができません。鳥取県内の社協では、近年特に重視している手法です。

経過

問題の本質的な解決を目指す

困窮状態の背景には、必ず一人ひとり異なる原因があり、経緯があり、支援すべきポイントがあり、そして活かしていける強みがあります。相談を基点とした細かい分析にもとづいて、一人ひとりオーダーメイドの支援を提供していきます。



この他にも、対人援助に係る様々な専門技術・知識を活用した相談を行っています。

社協の相談支援
大切なこのポイント

地域福祉の大原則「全員参加」に向けて

地域福祉は福祉教育に始まり福祉教育に終わる、という言葉があります。すなわち、社会に存在する福祉課題に触れることを通じて福祉の心を持ち、その解決に必要な行動を考え、社会の一員として自らそれを実践していく……というプロセスの出発点として、「社会に存在する福祉課題」について考える機会が位置づけられているのです。

県内の各社協では、小中高の各学校と連携した福祉教育の推進、夏休みを利用したボランティア体験事業などを実施。加えて社会におけるイベントや研修、地域での学習会（22～23頁もあわせて参照）、福祉学習サポーターやあいサポーターの養成などを推進し、学校から社会に至るライフステージの各段階で福祉意識の啓発を推進しています。

地域の福祉課題に取り組むのは、特定の住民の役割であってはいけません。一人ひとりの福祉の心が育まれることを通じて、地域福祉を推進する上で欠かせない、地域全体の共感や福祉力の向上、活動参画につながっていきます。鳥取県社会福祉協議会では、あらゆる人を包摂し支え合う社会づくりに向け、「ともに生きる」を福祉教育のキーワードとして掲げています。

市町村社協

参加者の思考を引き出す
ファシリテーション技術による福祉教育



昨今、若い世代を中心に近所づきあいを「わずらわしい」「仕方なくやるもの」と感じる人が増えつつあります。同時に少子高齢化の波が押し寄せ、多くの地域で福祉活動が何かしらの課題を抱えて岐路に立たされている状況になっています。

互いに異なる価値観や地域特性を排除せず尊重することを通じて、地域福祉活動のあり方はバリエーションに富んでいきます。一人ひとりが社会でできることをどう考え、一つの地域でどう実を結ばせていくのか……その出発点として、まずは住民同士で地域福祉に関する理解を深め、かつ互いの考え方の多様性を学び合うことも大切です。

社協では、用意された答えに導くのではなく、参加者自身の思考や力を引き出し、自主的な合意形成を促す「ファシリテーション」という技術を、参加者同士が共感しあえる福祉学習の手法として活用しています。一方的に話す講演とは異なり、参加者の体験（プロセス）から一人ひとりの学びや気づきが共有され、実感をともなう結論へ辿り着いていけるよう、脇役となって学習をサポートしていくのです。

鳥取県社協が実施する「福祉学習推進ファシリテーター養成講座」には、これまでに2年間で延べ13名の市町村社協職員が参加。より良い住民同士の学びを引き出す手法を学び、学校等の福祉学習や地域座談会などの場で活かしています。



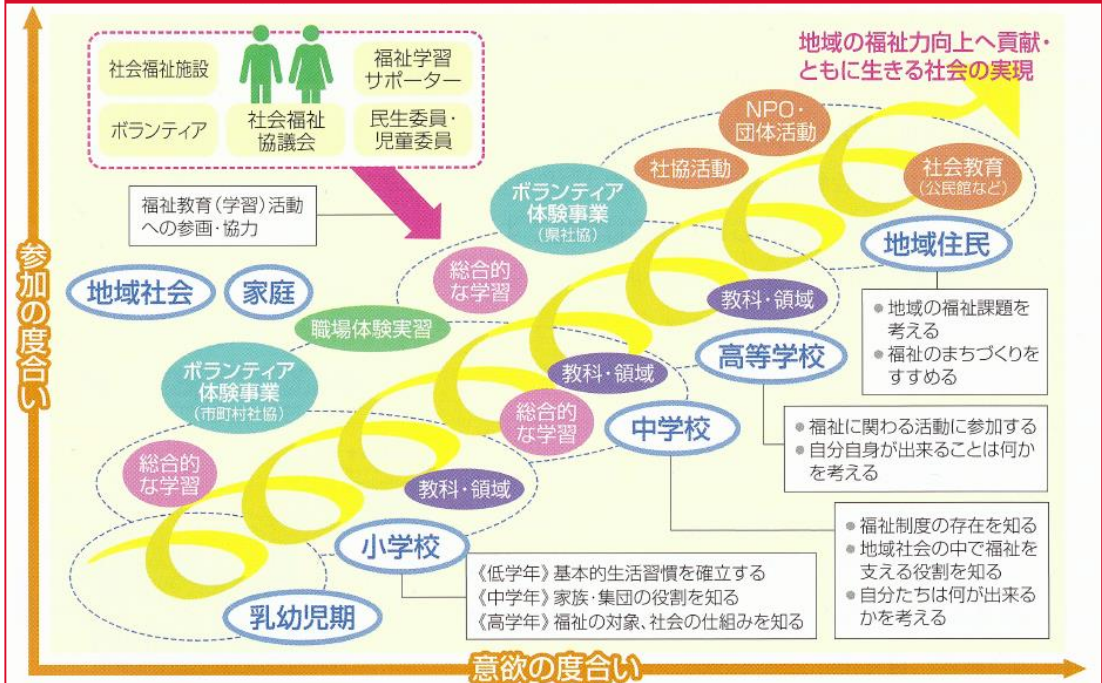
◆ ともに生きる ～福祉の心を育む～ ◆

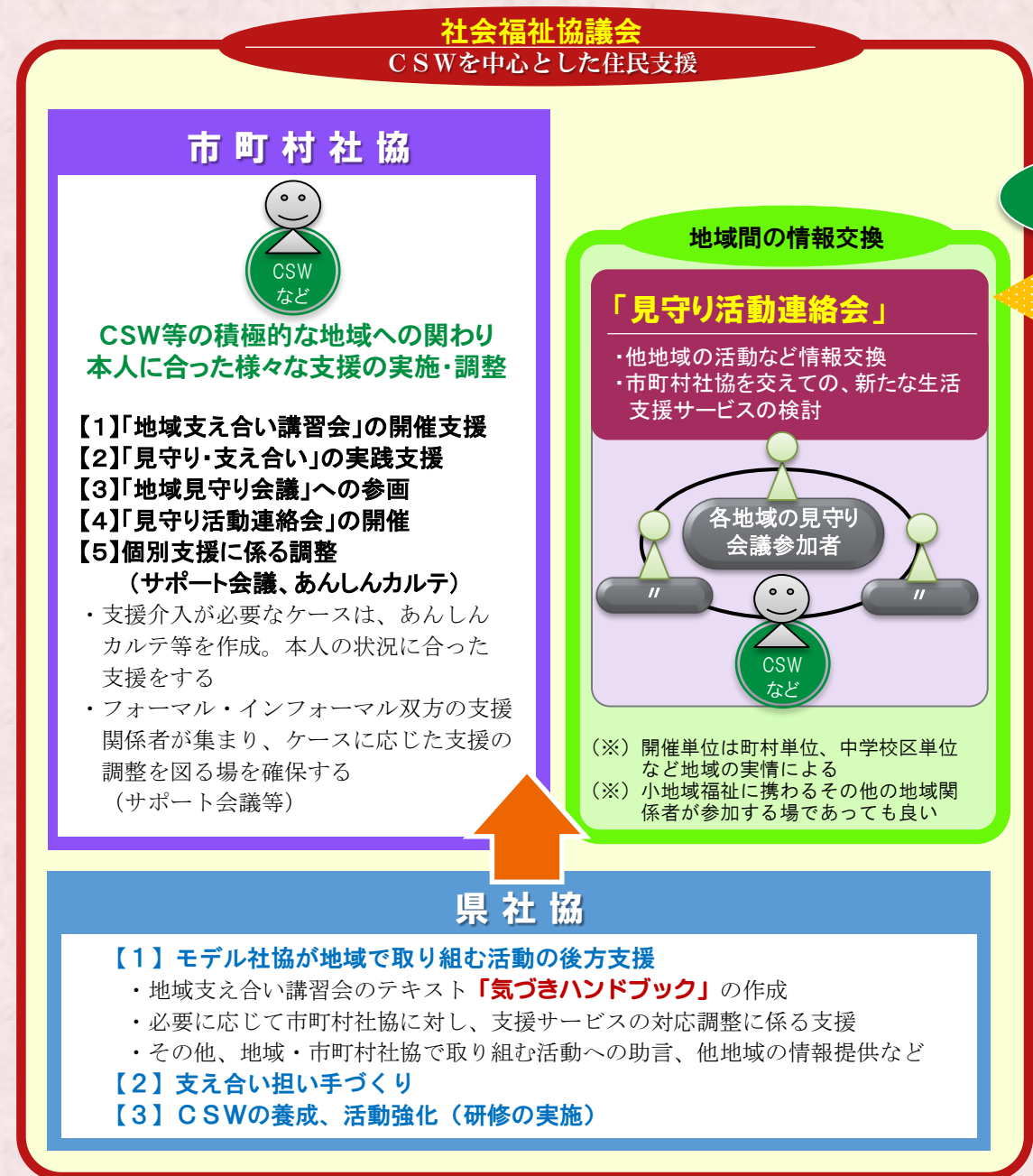
鳥取県社協が考える福祉教育は、学習の素材に社会福祉問題を取り上げています。これを通じて、**社会福祉問題に向き合うために必要な「福祉の心」を育む活動が重要**と考えています。

身近なところからいろいろな手助けや支えあいが実践できるような取組みを重ねるよう、学校教育に留まらず広く地域社会においても「福祉の心」をもって解決に向けた実践力を高めることをねらいとしています。

学校教育だけではなく社会教育の領域も含め、そして対象もすべての年齢段階に向けて学習者が自らの体験をとおして実感し理解することが必要と考え、地域社会の位置付けを明確化したうえで、地域全体で福祉教育の底上げを推進していきます。

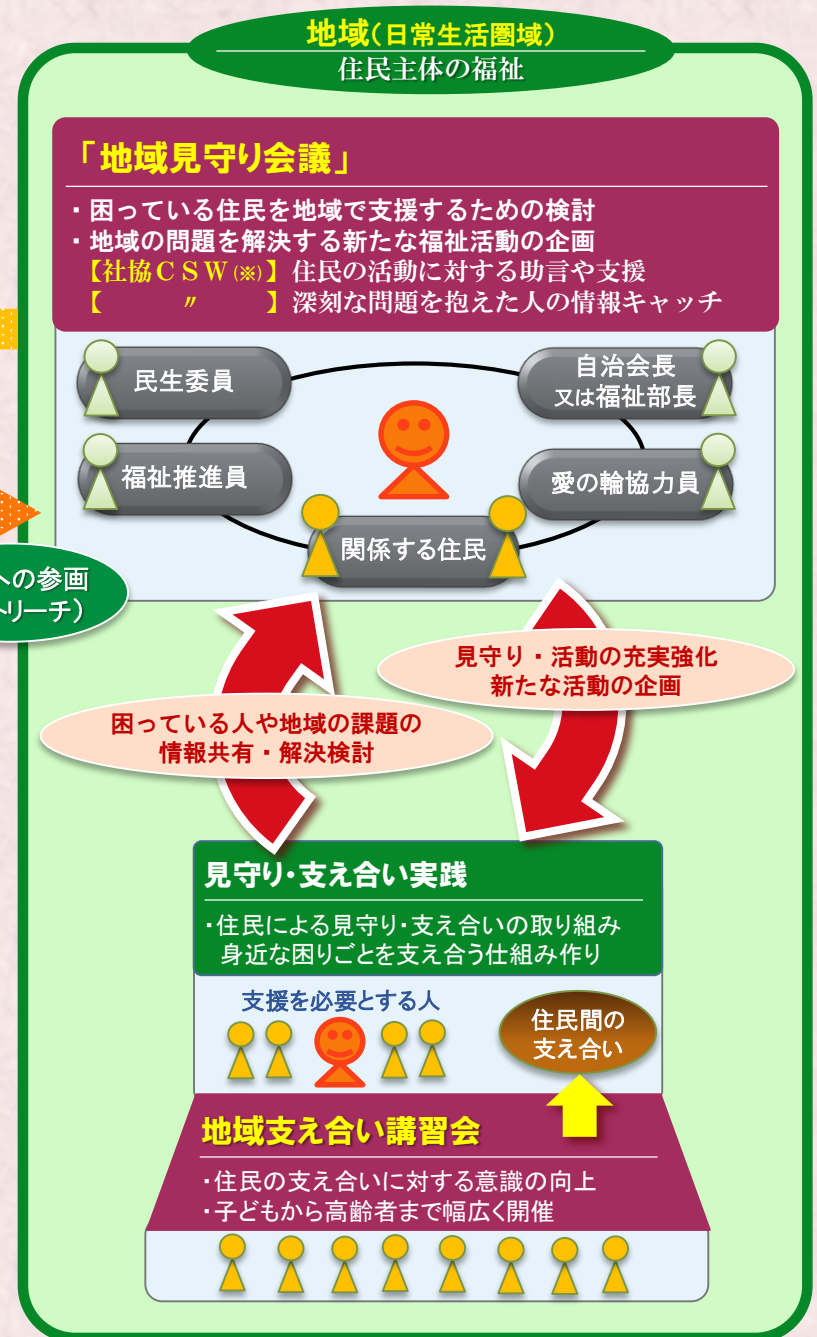
鳥取県における福祉教育推進のイメージ





専門職による
支援の相談

地域への参画
(アウトリーチ)



※コミュニティ・ソーシャルワーカー。対人援助と地域の福祉基盤強化を一体で図る専門職。

高齢化社会で目にするこの多くなった「見守り」ですが、相手が特に何事もなく暮らしている限り、その役割はなかなか表現しづらいもの。
あつたかハートおたがいがいさま事業は、日常生活に溶け込んだ地域の「見守り」の大切さを、ていねいに住民へ伝えることから始めます。
その伝達の場合「地域支え合い講習会」をはじめ、社協は支え合い活動に対する助言や支援、専門的な援助が必要なケースの支援コーディネートなど、住民の福祉活動をサポートしていきます。

地域住民
市町村社協
県社協

協働の
地域づくり

あつたかハートおたがいがいさま事業

平成27年度(一部は28年度)から県内の市町村社協を県社協がモデル指定し、協働で取り組んでいるモデル事業です。

モデル社協として取り組む事項

住民の福祉意識の向上に関する事業
(地域支え合い講習会)

誰でも日常的に実践できる「見守り」、持つべき「気づき」の視点を伝えるため、県社協が発行した気づきハンドブック(前頁)を活用して**地域支え合い講習会**を開催します。できるだけ多くの住民参加を募ることがポイントです。

見守りによるニーズ発見・小地域福祉活動の推進に関する事業

小地域圏域で住民が主体となって支え合う取り組みを模索します。関連して、発見された課題から住民同士でできることを話し合う**地域見守り会議**を開催します。社協からも必要に応じてCSW等が参加、ニーズ把握等に努めます。

小地域福祉活動の発展、強化に関する事業(見守り活動連絡会)

地域見守り会議の企画に携わる人が各地域から集まり、他地域の情報交換や、新たな生活支援サービスの可能性について話し合う**見守り活動連絡会**の場を設けます。アイデアの参考や、相互の学び合いにつながる効果が見込まれます。

社協職員の日常的なアウトリーチの推進

支え合い講習会や地域見守り会議などを通じて、社協職員も地域へ積極的に参画。顔の見える関係づくりはもちろん、埋もれた支援ニーズの発見、対象者に積極的にアプローチしていくアウトリーチ手法を意識した活動を展開していきます。

見守りって何? を伝える本 **気づきハンドブック**

見守りとは何か? 気になることがあったらどう行動するか? 専門用語を使わない解説とあわせて、その内容に沿った簡単な物語が進行していきます。短い内容の中に、見守りについての大切なメッセージが凝縮された一冊です。

誰にでも分かりやすく「見守り」を伝えられるため、本事業以外でも学校や住民の自主学習会等で多数活用されています。

社会福祉協議会の今とこれから 地域の未来を、地域とともに作っていく

社会福祉協議会の活動には、常に『地域』という単位があります。

地域での福祉活動を推進するとき、何気なく口にするその単位が、一人ひとりの生活の集合体であることを忘れるわけにはいきません。裏を返せば一人の生活を考えるとき、そこに『地域』がどう溶け込んでいるかを同時に考える必要があるのです。慣れ親しんだ住まい、環境、人間関係、先祖・家系などの地縁的なこだわり――

地域という単位は、ただの場所以上のものを表現しているのです。

本冊子で紹介した企画や手法は、すべて個人を取りまく地域、または、地域を構成する個人を見つめた支援です。なおかつ、それらが相互に作用しあう関係性を見据えたものでもあります。

例えば、ボランティアや見守りの活性化を通じて、誰かの困りごとの発見や解決が図られます。

他方、ひとりの支援において周囲の協力を働きかけることで、住民同士の思いやりが深まります。

ひとりの支援を通じて生まれた活動や絆は、いつか次の誰かを支える原動力になるかもしれません。

社会福祉協議会の目標は、こつした思いを込めた活動を通じて、地域で暮らしたいと願うすべての人が豊かな社会関係を築き、互いに支え合って、できる限り最期の瞬間まで暮らしていけるような地域を作ることにあります。

一人ひとりの社会生活の支援と、その人を取りまく地域の福祉増進を一体的に取り組む手法は「コミュニティ・ソーシャルワーク」と呼ばれます。鳥取県内の社会福祉協議会で現在、特に重要視している手法です。

その真髄は、一面的でも一方通行でもない、地域社会と個人の相互作用の循環を後押ししていくことにあります。支援のきっかけやプロセスは限定されておらず、その自由さ・柔軟さは、制度によらない社会福祉協議会が強みとしている部分そのものでもあるのです。

社会福祉協議会の今とこれから 地域の未来を、地域とともに作っていく

県・市町村の社会福祉協議会は、地域とともに時代を歩みながら、常に活動の充実や社会情勢に即した改善に取り組んできました。また、社会福祉協議会の使命を果たしていくため、行政と協働での事業や活動にも数多く取り組んできました。

そのいずれも、活動の出発点となるのは、「地域の人々でこんなまちを作っていきたい」という住民の思いです。社会福祉協議会の各活動を推進していく上で、昔から育まれてきた鳥取県のご近所同士の思いやり・支え合いの精神が、この鳥取県では今なお息づいていることを感じています。

一方で、社会は刻々と変化しています。

世代構成や人口、価値観の移り変わりとともに、地域が育んできた絆をおびやかす逆風が吹くようになりました。一人ひとりの生活の集合体『地域』という単位を守る力が、多くの地域で今、少しずつ弱まってきています。

社会福祉協議会は、この現状に深刻な危機感を覚えています。困りごとを見逃さない・放っておかない地域づくりを改めて推進するとともに、在宅の認知症患者や生活困窮者など今日的な社会福祉課題を意識し、地域との協働関係のもとで積極的にその解決を図っていきます。

そして、それ以外の人たち——まだ社会で認知されていない課題や支援を必要とする人たちの存在を敏感にキャッチし、社会に先がけて自主的にその解決や支援に取り組んでいくことは、今までもこれからも、社会福祉協議会の重要な役割の一つと考えています。

地域の力や思いを結集し、すべての人が安心して暮らせる福祉のまちづくりの実現に向けて、県・市町村の社会福祉協議会は今後とも一体となって活動に取り組んでいく所存です。

鳥取県内市町村社会福祉協議会一覧

社協名		郵便番号	住所	TEL
鳥取市	本 所	680-0845	鳥取市富安2丁目104-2 さざんか会館内	0857-24-3180
	鳥取 総合福祉センター	680-0845	鳥取市富安2丁目104-2 さざんか会館内	0857-24-3180
	国府町 総合福祉センター	680-0142	鳥取市国府町麻生4-2 老人福祉センター内	0857-22-1880
	福部町 総合福祉センター	689-0106	鳥取市福部町海士1013-1 砂丘温泉ふれあい会館内	0857-75-2337
	河原町 総合福祉センター	680-1221	鳥取市河原町渡一木277-1 老人福祉センター内	0858-76-3125
	用瀬町 総合福祉センター	689-1211	鳥取市用瀬町別府96-2 保健センター内	0858-87-2302
	佐治町 総合福祉センター	689-1313	鳥取市佐治町加瀬木2171-2 老人福祉センター内	0858-89-1022
	気高町 総合福祉センター	689-0331	鳥取市気高町浜村8-8 老人福祉センター内	0857-82-2727
	鹿野町 総合福祉センター	689-0425	鳥取市鹿野町今市651-1 老人福祉センター内	0857-84-3113
	青谷町 総合福祉センター	689-0521	鳥取市青谷町露谷53-5 老人福祉センター内	0857-85-0220
米子市		683-0811	米子市錦町1丁目139-3 福祉保健総合センター内	0859-23-5490
倉吉市	本 所	682-0872	倉吉市福吉町1400 倉吉福祉センター内	0858-22-5248
	関金 支所	682-0411	倉吉市関金町関金宿1115-2 高齢者生活福祉センター内	0858-45-3800
境港市		684-0043	境港市竹内町40	0859-45-6116
岩美町		681-0003	岩美町浦富645	0857-72-2500
若桜町		680-0701	若桜町若桜1247-1 地域福祉センター内	0858-82-0254
智頭町		689-1402	智頭町智頭1875 保健・医療・福祉総合センター内	0858-75-2326
八頭町	本 所	680-0463	八頭町宮谷254-1 老人福祉センター内	0858-72-6210
	船岡 支所	680-0411	八頭町船岡殿159 船岡保健センター内	0858-73-0672
	八東 支所	680-0532	八頭町東593-1 地域福祉センター内	0858-84-2210
三朝町		682-0125	三朝町横手50-4 地域福祉センター内	0858-43-3388
湯梨浜町	本 部	689-0601	湯梨浜町泊1085-1 保健福祉センター内	0858-34-6002
	羽合 支部	682-0722	湯梨浜町はわい長瀬584 健康福祉センター内	0858-35-2351
	泊 支部	689-0601	湯梨浜町泊1085-1 保健福祉センター内	0858-34-6002
	東郷 支部	689-0713	湯梨浜町旭83 老人福祉センター内	0858-32-0828
琴浦町	本 所	689-2352	琴浦町浦安123-1 社会福祉センター内	0858-52-3600
	赤碕 支所	689-2501	琴浦町赤碕1113-1	0858-55-1124
北栄町		689-2205	北栄町瀬戸36-2 社会福祉センター内	0858-37-4522
日吉津村		689-3553	日吉津村日吉津973-9 社会福祉センター内	0859-27-5351
大山町	本 所	689-3111	大山町赤坂764 福祉センターなかやま内	0858-49-3000
	大山 支所	689-3332	大山町末長503 総合福祉センター内	0859-39-5018
	名和 支所	689-3211	大山町御来屋467 保健福祉センター内	0859-54-2200
	中山 支所	689-3111	大山町赤坂764 福祉センターなかやま内	0858-49-3000
南部町	本 所	683-0351	南部町法勝寺331-1 総合福祉センター内	0859-66-2900
	会見 支所	683-0227	南部町浅井938 総合福祉センター内	0859-64-3515
伯耆町	本 所	689-4121	伯耆町大殿1010 保健福祉センター内	0859-68-4635
	岸本 支所	689-4121	伯耆町大殿1010 保健福祉センター内	0859-68-4635
	溝口 支所	689-4201	伯耆町溝口281-2 福祉センター内	0859-63-0666
日南町		689-5211	日南町生山397-1 子育て支援センター内	0859-82-6038
日野町		689-5131	日野町黒坂1247-1 老人福祉センター内	0859-74-0338
江府町		689-4401	江府町江尾2069 地域支え愛センター内	0859-75-2942

市町村社会福祉協議会 地域福祉活動実践事例集

Vol. 2

発行：平成28年3月

社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会